

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

申請者（以下「甲」という）及びハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示、命令等を遵守し、この約款（建築物エネルギー消費性能確保計画書並びに軽微変更該当証明申請書（以下「計画書等」という）、及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及びハウスプラス中国住宅保証株式会社建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「規程」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、規程に従い、計画書等並びに適合性判定に必要な図書（以下「申請図書等」という）を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙の適合性判定業務において、対象建築物の計画に関し、審査において必要と認める追加説明等の要求、又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに申請図書等の追加、修正又はその他の必要な措置を講じなければならない。この場合、乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。
- 3 甲は、規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 消費税率の改定が行われた場合の前項の引受承諾書に定められた額の料金に係る消費税率は、当該業務の役務が完了した日の改定税率が適用されるものとして、甲はその料金の差額について乙に支払わなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規定に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、適合性判定業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた第3条に規定する業務期日までに、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下「適合判定通知書等」という）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知しなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、受付日から14日以内とする。
- 2 甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、第三者による妨害、天災その他の乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲乙が協議のうえ、28日の範囲内において期日を変更することができる。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は適合判定通知書等を交付しない。この場合において、乙が当該適合判定通知書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（料金の支払方法）

- 第5条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお振込みに要する手数料は甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

（適合証交付前の変更依頼）

- 第6条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、当初の適合性判定の申請を取り下げ、別件として改めて乙に適合性判定の依頼しなければならない。

3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、適合性判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙に生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、適合性判定を実施することにより、甲の申請に係る建築物が建築基準法その他の法令に適合することを保証しない。

- 2 乙は、適合性判定を実施することにより、甲の申請に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請図書等に虚偽があることその他に事由により適切な適合性判定を行うことができず、適合判定通知書交付後に虚偽等が発覚した場合は、当該判定の結果に責任を負わないものとする。

(計画の所管行政庁等への説明)

第10条 乙は、所管行政庁に法第15条第3項に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを送付し、当該所管行政庁から説明を求められた場合には、適合性判定の内容、判断根拠その他情報について、所管行政庁等に説明を行うことができるものとする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。ただし、甲の請求があった場合は、個人情報の第三者への提供は、すみやかに停止するものとする。

- (1) 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲の書面による承認を得た場合
- (4) 乙の、当該契約に定める業務以外の業務を行う部署に開示または提供する場合であつて、当該部署に対し、秘密情報の安全性を確保し、かつ、秘密情報を保持するよう周知徹底の上、遵守させる場合

(別途協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附則

(施行期日)

1. この約款は平成 29 年 4 月 1 日より施行する